

Q&A 災害時要援護者避難支援事業

Q1 登録すると、必ず支援してもらえるのですか？

A1 この制度は、あくまでも普段からの地域の助け合いによって、少しでも災害時の被害を少なくしようとするものです。この制度に登録したからといって、必ず支援を受けられるとは限りません。

災害は、いつどのような形で起こるかわかりません。また、支援する方が被害に遭われることもあります。

よって、支援を希望する方自身も、常に自分の身は自分で守るという意識を持つ必要があります。家具の転倒防止など住まいの安全な環境をつくるとともに、普段から積極的に周囲の方とコミュニケーションをとるよう心がけましょう。

Q2 登録しないと、助けてもらえないのですか？

A2 災害時要援護者台帳に登録して、支援が必要な方の情報を事前に把握しておくことで、地域住民による災害時の安否確認や避難誘導等の支援活動がスムーズに行うことができます。

災害発生時は、登録の有無にかかわらず、被災者の救助活動は行われますが、登録することによって、より速やかな対応が可能となります。

Q3 本人が申し込みできないときは、どうするのですか？

A3 本人の身体状況などの理由により、本人が申込できない場合は、家族など（配偶者・扶養義務者・保護者）による代理申し込みもできます。

また、本人の同意のもと、家族などが代筆することもできます。

Q4 登録した情報は、誰に提供されるのですか？

A4 登録いただいた情報は、次に掲げる機関などに提供されます。

- (1) コミュニティ振興会（八幡・松山・平田地区は総合支所）
- (2) 自治会
- (3) 民生委員・児童委員
- (4) 避難支援者
- (5) 酒田市社会福祉協議会
- (6) 地域包括支援センター
- (7) その他の支援組織

※必要に応じ消防署、警察署、地区内の支援にあたる支援組織に提供することがあります。

Q 5 登録内容に変更があった場合には、どうすれば良いのですか？

A 5 申込書に記入した事項（世帯状況、身体状況など）に変更がある場合は、変更後の状況を申込書または変更届に記入し、自治会を通し市福祉課に提出してください。

また、本人の死亡、市外への転出、施設・病院へ長期入所・入院する場合には、同様に自治会を通し市役所福祉課に連絡してください。

なお、毎年一回要援護者の登録内容を確認いただく機会を設けています。

Q 6 個人情報が悪用されないか、心配なのですが。

A 6 情報を提供する先からは「災害時の要援護者の支援の目的のみに使用すること」以外には、使用しない旨の誓約書を提出いただきます。その他、様々な機会を通じて注意喚起を行うなど、個人情報の漏洩防止に努めます。

Q 7 日中（昼間）だけの支援をお願いしたいのですが。

A 7 はい。その場合は、申込書の「【備考】◎その他の事項」欄に具体的に記入ください。

Q 8 「避難支援者」とは、どのような方ですか？

A 8 要援護者の安否確認や避難誘導を行ってくださる方です。自力での誘導が困難な場合は、自主防災会や市防災対策本部等に連絡を取ります。

支援を希望する方本人と避難支援者となる方がお互い了解したうえで決めていただく必要があります。

地域の中で相談しながら選任していただくことになります。

Q 9 一人の避難支援者が複数の方を受け持っても良いのですか？

A 9 実情に応じ、可能であれば複数の要援護者を受け持つこともあります。

Q 10 「避難支援者」の責任が重すぎませんか？

A 10 「避難支援者」になったからといって、災害時の支援について責任を伴うものではありません。

また、災害時には避難支援者も被災者となることも考えられます。まずは、自分の身の安全を確保してから、できる範囲内での支援をお願いするものです。

お互い、善意による助け合いであることを理解して進める必要があります。

Q11 「避難支援者」には、個人ではなく自主防災会全体で当たることになってます。自主防災会名などで申し込んでもよいのですか？

A11 安否確認の状況を確認するためには、ある程度、詳細に担当者を把握おけばスムーズに進められると考えられます。したがって、自主防災会代表者名ではなく、できるだけ詳細に担当者がわかるように支援者を決めていただきたいと思います。

Q12 社会福祉協議会で行っている「見守りネットワーク支援事業（新・草の根事業）」で作っている名簿と重複する内容があります。ネットワーク対象者名簿を利用することはできませんか。

A12 両事業は以下のような相違点があります。

①事業の目的

ネットワーク対象者名簿：「独居老人の孤独死」を防ぐ事業として、近隣住民の協力による「声掛け」「見守り」を行うもの。

災害時要援護者台帳：災害時に支援が必要な方の台帳を整備し、災害時の安否確認や避難誘導など支援活動に活用するもの。

②個人情報に関係者で共有することへの同意

ネットワーク対象者名簿：本人の同意を得ずに名簿が作成されており、災害時に関係機関に登録されている個人情報が提供される前提にはなっていない。

災害時要援護者台帳：対象者本人が同意して申し込むものであり、災害時には関係機関に情報提供されることが前提となっております。

以上のような相違点があり、現時点では台帳等の管理や運用を全て同じにすることはできません。既存の名簿を活用して対象者をピックアップすることは差し支えありませんが、そのまま転用することはできません。

しかし、両事業に重複する対象者が多いことから、検討の結果、新規登録と内容変更の様式を同じにしました。今後も市福祉課と市社会福祉協議会が連携して事業を進め、一元化に向けて検討を行っていきます。

Q13 65歳未満でも助けが必要な人や、外国人についても対象となりますか？

A13 はい。対象となります。申込書の特記事項の欄に具体的に助けが必要な理由を記入して申し込んでください。

Q14 自治会長（区長）が取りまとめることになっていますが、要援護者と接している民生委員の協力なくして作業は難しいと考えるが。

A14 民生委員には自治会（区長）に協力していただくように民生委員児童委員協議会連合会を通じて了解を得ています。地域の民生委員に呼び掛けていただき協力して対象者となりそうな方への声掛けなど行っていただきたいと思います。

Q15 要援護者になりそうな方の名簿は市役所で把握しているはずなのでその情報を提供してもらえないでしょうか？

A15 行政で把握している情報は、本人の同意なしに提供することができないことになっております。また、世帯状況など現状と一致しない場合も多くありますので、対象者となりそうな方への声かけで把握いただきたいと思います。

Q16 声掛けしても本人の了解がどうしても得られない場合は、行政で出向き説得してくれるのでしょうか。

A16 わかる範囲でその方の情報をお知らせください。
災害時の地域住民同士による支援体制づくりを平常時から進めることが目的の一つとなっていますので、地域での積極的な取り組みについてよろしく願いいたします。

Q17 申込書には、酒田市指定避難所を記載するとのことでしたが、自治会では、最初に自治会館に避難することになっているのですが。

A17 そのような場合は、申込書の地区避難場所の欄には、2段書きで避難場所を記入ください。

(例) 避難場所	風水害	〇〇自治会館 → 〇〇小学校体育館
	地震	〇〇公園 → 〇〇小学校グラウンド
	津波	〇〇自治会館 → 〇〇小学校体育館